

行政
説明令和4年度 ケアラー支援推進シンポジウム
北海道のケアラー支援の取組について

「ケアラー」

ケアラーとは、こころやからだに不調のある家族の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などをする人のことです。



「ヤングケアラー」

ヤングケアラーとは、本来大人が担うような家事や家族の介護などを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。



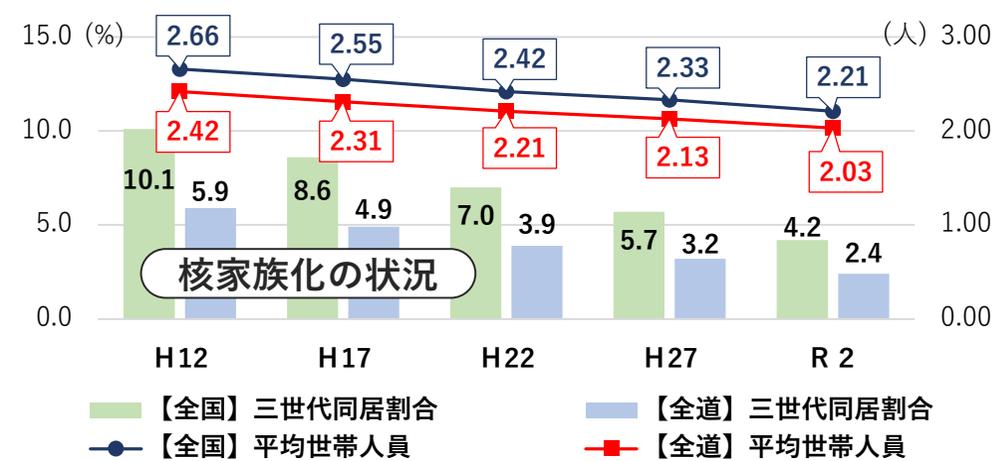
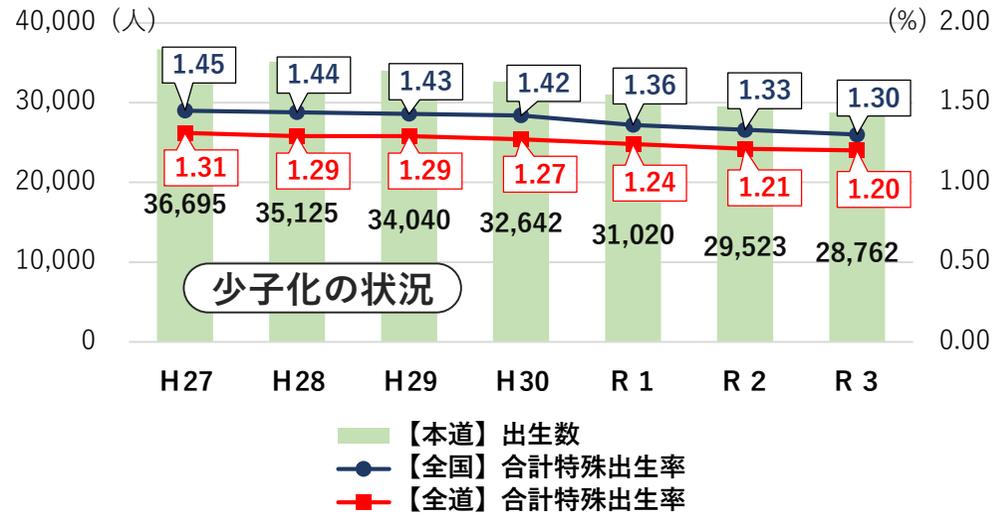
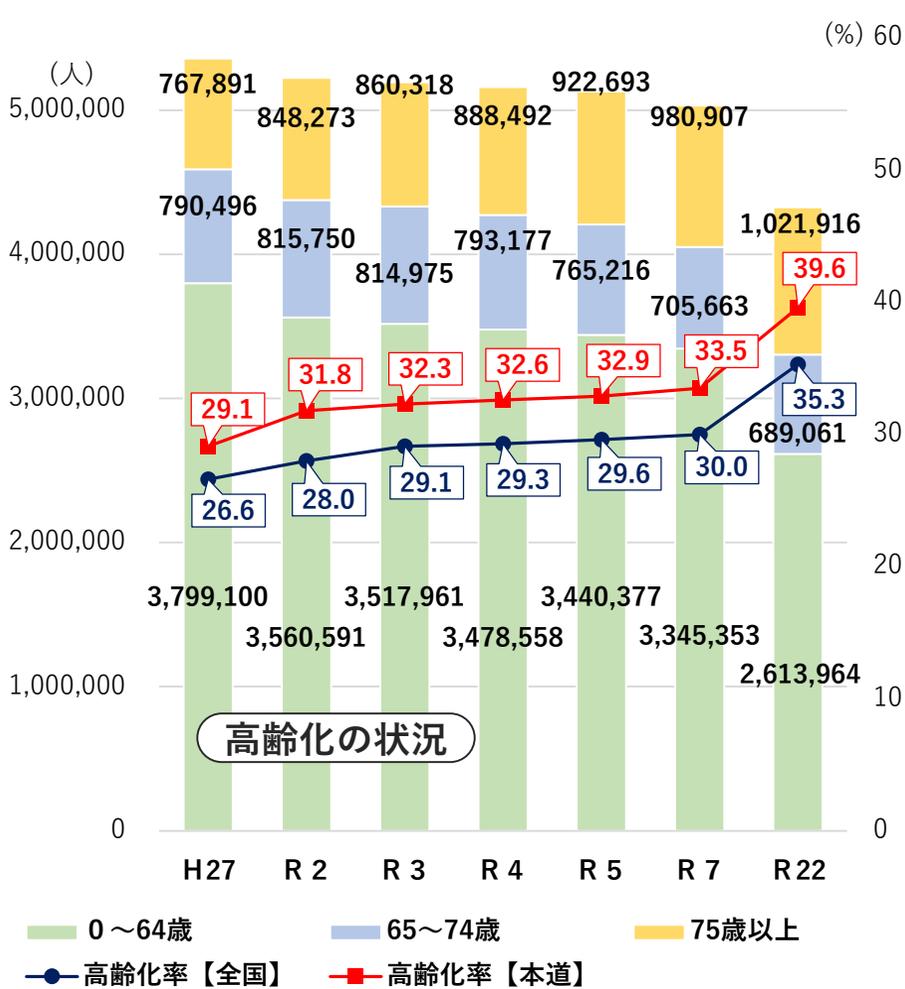
[参考]一般社団法人日本ケアラー連盟 (<https://carersjapan.com/>)

北海道 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課長 高屋 正人

北海道ケアラー支援条例 令和4年4月1日施行

1 本道における少子高齢化の動向

本道では、全国平均以上に少子化・高齢化・核家族化が進展しており、世帯の小規模化が進んでいる。
※ 資料：第8期北海道高齢者保健福祉計画、第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画、北海道人口ビジョン

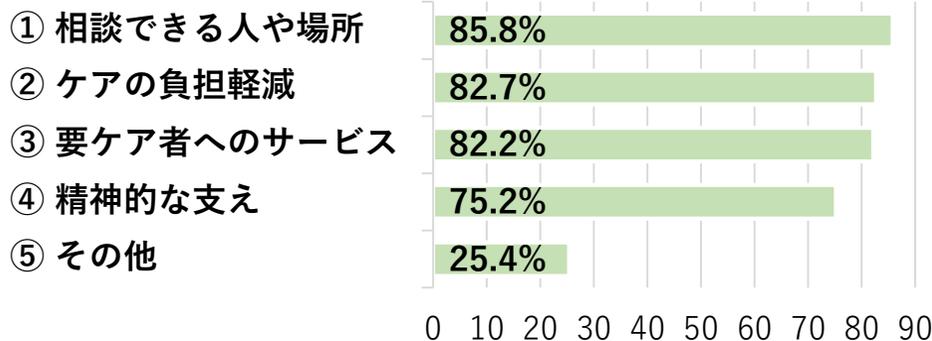


2 条例制定までの主な経過

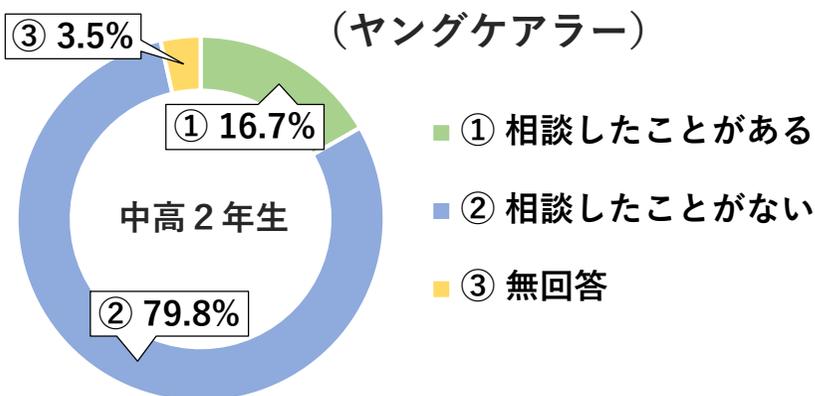
R 2 国の動きを注視しつつ、ケアラー支援の必要性や方向性に関する検討を開始

R 3 道内のケアラーに関する実態を把握するための調査を実施（+結果の分析）

Q 高齢者を介護等するケアラーが求める支援



Q 家庭内のケアに関する悩みを相談した経験の有無



R 4 調査結果から見えた課題を踏まえ、有識者会議等での議論を経て条例を施行

3 国や他の自治体における動き

(1) 国の動き（R3年5月「福祉・介護・医療・教育の連携PT報告」）

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるための取組を推進。

- ① 早期発見・把握 …… ヤングケアラーに関する研修や学ぶ機会の推進など
- ② 支援策の推進 …… 支援体制のあり方検討、支援マニュアルの作成など
- ③ 社会的認知度の向上 …… R4～6年度までの3年間を「集中取組期間」に設定

(2) 他自治体の動き（条例の制定状況）

都道府県	施行	市町村	施行
埼玉県	R 2.3.31	栗山町 [北海道]	R 3.4.1
茨城県	R 3.12.14	名張市 [三重県]	R 3.6.30
北海道	R 4.4.1	総社市 [岡山県]	R 3.9.9
鳥取県（予定）	R 4年度中	浦河町 [北海道]	R 3.12.14
長崎県（予定）	R 4年度中	備前市 [岡山県]	R 3.12.24
		那須町 [栃木県]	R 4.3.14
		入間市 [埼玉県]	R 4.7.1
		さいたま市 [埼玉県]	R 4.7.1

〔 * 道県 5 (予定 2)
市町 8 〕

令和2年の埼玉県を皮切りに、全国各地で条例化の動きが拡大している。

4 令和4年度の主な取組

ケアラー支援の取組について、道では、条例の基本的施策として掲げる「3つの柱」に関する事業を中心に実施している。

i 普及啓発の促進

周囲の関係者や地域住民がケアラー支援について理解を深め、支援の必要性に気づき、適切な支援につなげるための広報活動



ii 早期発見及び相談の場の確保

ケアラーを支援するための相談体制の充実、人材育成（研修の実施）、関係機関の連携強化



iii ケアラーを支援するための地域づくり

地域全体がケアラー支援に関する理解を深め、相互に支え合う意識を醸成していくための取組（交流拠点の整備促進や社会資源の情報発信など）

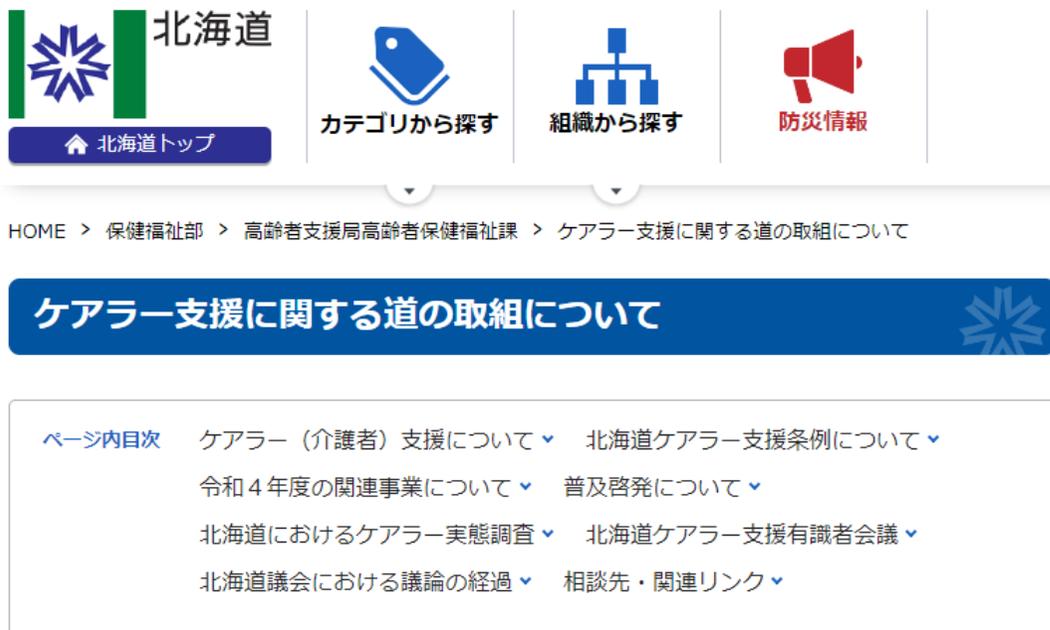
i 普及啓発の促進

✦ 広報活動

… ケアラー支援に関する道のホームページを充実させるとともに、SNSや広報紙を活用して広く情報発信。

→ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keara_shien.html

→ @PrefHokkaido



北海道

北海道トップ

カテゴリから探す

組織から探す

防災情報

HOME > 保健福祉部 > 高齢者支援局高齢者保健福祉課 > ケアラー支援に関する道の取組について

ケアラー支援に関する道の取組について

ページ内目次

- ケアラー（介護者）支援について
- 北海道ケアラー支援条例について
- 令和4年度の関連事業について
- 普及啓発について
- 北海道におけるケアラー実態調査
- 北海道ケアラー支援有識者会議
- 北海道議会における議論の経過
- 相談先・関連リンク



北海道

4.5万 件のツイート

北海道

@PrefHokkaido

フォロー

i 普及啓発の促進

✦ 啓発資材の配布

… ケアラーの認知度向上を図るため、ポスター・リーフレット・ステッカーを作成し、市町村や関係機関、学校、医療機関等に配布。



←

＊ ポスターは2種類を作成。

＊ 官民協働の枠組みを活用し、大手コンビニ等の協力を得て、店舗でのポスター掲示やリーフレット配架を実施。

→



ii 早期発見及び相談の場の確保

✦ ケアラー支援に携わる職員向け研修

ケアラー支援関係

市町村や関係機関の職員向け研修を法人（道社協）に委託し、全道10カ所で開催。

→ <https://d-carer.jp/training/>

【ケアラー支援関係職員研修】

ケアラー支援に携わる専門職に対し、Webで実施する共通基礎講座（オンデマンド）と、振興局単位で実施する分野別集合研修（高齢者支援職員向け、障がい者支援職員向け、地域福祉関係職員向け）の2段階で研修を実施します。



ヤングケアラー支援関係

ヤングケアラー支援に関する研修を法人（児童家庭支援センター）に委託し、全道8カ所で実施。

学校の教職員に対しては、いつでも校内で受講できるように、講義動画の視聴とグループワークをセットにしたオンデマンド研修を実施。

〔教職員向けオンデマンド研修のパッケージ〕

Step 1

目的の共有

Step 2

動画の視聴

Step 3

協議・まとめ

研修における3つのテーマ

A：ケアラー・ヤングケアラーの理解

B：ヤングケアラーに気付くために

C：スクールソーシャルワーカーによる支援

ii 早期発見及び相談の場の確保

✦ ヤングケアラーへの支援

… 支援ニーズが表面化しづらい構造となっているヤングケアラーへの相談対応については、その特性を踏まえた専門の支援策を実施。

専門相談窓口の設置

当事者支援団体に委託し、ヤングケアラーが気軽に相談できる専門窓口を設置。

コーディネーターの配置

法人（児童家庭支援センター）に委託し、8つの児童相談所管内ごとに教育と福祉をつなぐ調整役を配置。

北海道ヤングケアラー支援体制強化整備事業
北海道ヤングケアラー相談サポートセンター

えべつケアラーズ



匿名でOK

メールアドレスのみでお気軽にご相談できます！



メールで相談する



0120-516-086

No.	担当管内	配置先	法人名
1	石狩・後志	北広島市	(社福) 聖母会
2	渡島・檜山	函館市	(社福) 函館厚生院
3	空知	岩見沢市	(社福) 光が丘学園
4	上川・留萌・宗谷	美深町	(社福) 美深育成園
5	オホーツク	遠軽町	(社福) 北光福祉会
6	胆振・日高	苫小牧市	(特非) ワークスコープ
7	十勝	帯広市	(社福) 池田光寿会
8	釧路・根室	釧路市	(社福) 釧路まりも学園

※ No.1 は札幌市を除く。

iii ケアラーを支援するための地域づくり

✦ 地域全体でケアラーを支える意識の醸成に向けて

アドバイザー派遣

法人（道社協）に委託し、地域におけるケアラー支援体制の構築に向けた助言等を行うアドバイザー派遣を実施。

→ <https://d-carer.jp/advisor/>

【アドバイザー派遣】

- ① 市町村におけるケアラー支援体制の構築に向けた会議等への参加・助言
- ② 市町村、関係機関及び支援団体間のネットワーク構築・連携強化に向けた研修等の開催
- ③ 地域住民や事業所等を対象としたケアラー支援のための地域づくりに向けた講演
- ④ その他市町村におけるケアラー支援体制の構築に必要と認められる支援



オンラインサロンの開設

当事者支援団体に委託し、当事者同士で気軽に話し合うことのできる居場所づくりを推進。

ヤングケアラー
オンラインサロン

開催日程 毎週の土曜日と日曜日
10:00~11:00
※7月23日(土)スタート

誰にも話せていない家族のこと、友達のこと、学校のこと、将来のことなど話してみませんか？
ここは学校でも、家でもない、あなたの居場所です。

同じ思いをもつ仲間同士、気軽にしゃべりましょう。
あなたのおしゃべりは、同じ思いを持つ他の仲間の支えになります。

おしゃべりの進行やお手伝いは私たちヤングボがしっかりやりますので、安心してきてください。
詳しくは「ヤングボ」のホームページで。

電話 011-20-511111x86【通話料無料】
メール hokkaido.youngcarer2022@gmail.com
Twitter、Facebook、ホームページもやっています。
【北海道江別市東野根本町7-5 セリオのっぼろ】

5 道として目指す姿

北海道ケアラー支援推進計画（仮称）

i 普及啓発の促進

- 認知度向上
- 適切な理解の促進

ii 相談の場の確保

- 支援者の資質向上
- 相談体制の充実

iii 地域づくり

- 交流拠点の整備促進
- サービスの利用促進

令和5年度から令和7年度の3年間を計画期間として、
「3つの柱」に対応する取組を計画的・総合的に推進。

パブリックコメントを実施予定



ケアラーとそのご家族を地域社会全体で支えるまちづくり